教育委員会定例会(令和元年7月)会議録

1 日 時	令和元年7月4日(木)15:00~15:58
2 場 所	新居浜市学校給食センター2階 大会議室
3 出 席 者	教 育 長 高橋 良光
	委 員 宮内 文久 近藤 智佳 本田 郁代 尾藤 一彦
	事務局長 加藤 京子
	推 進 監 中上 郁夫
	総括次長 桑原 一郎
	次 長 田中 利季 神野 賢二 井上 毅
	課長安藤寛和髙橋靖志
	館長上野壮行
	副課長近藤 岳詩
4教育長及び	6月行事報告及び7月行事予定について
教育委員会事業報告	その他
5 記録者氏名	社会教育課 近藤 岳詩
	<教育長一般報告> <議案第37号 審査請求に係る審理手続について 議案第38号 新居浜市総合文化施設及び美術館協議会委員の委嘱又は任命について 議案第39号 新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会委員の委嘱又は任命について <いじめ、不登校等生徒指導関係> <その他> ・新居浜市学力向上推進委員会について

高橋教育長

それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第7回新居浜 市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員は宮内委員さんと本田委員さんにお願いいたします。なお会期は本日限りといたします。

令和元年第6回会議録については、尾藤委員さん、宮内委員さんに署 名をいただいております。

それでは私の方から一般報告を行います。資料の2ページをご覧くだ さい。

- 6月 4日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部代表役員会
 - 9日 新居浜市将棋大会(市民文化センター)
 - 10日 市議会定例会(第3回)(~27日)
 - 13日 えひめ学園・ひびき分校・わかば分教室関係機関連絡会議
 - 18日 市議会定例会(第3回)一般質問(~20日)
 - 21日 市議会常任委員会<福祉教育委員会>(第2委員会室)
 - 23日 第17回日本語スピーチコンテスト(あかがねミュージアム)
 - 26日 第48回愛媛県国公立幼稚園・こども園教育研究協議会県大会 第49回愛媛県国公立幼稚園・こども園教育研究協議会東予支 部研究大会(神郷幼稚園・神郷公民館)
 - 27日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部総会(市民文化センター)
- 7月 6日 第56回「新居浜を明るくする運動大会」(市民文化センター)
 - 18日 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会(西条市)
 - 22日 中学生国際交流アメリカ訪問 (~31日)

社会教育課の事業は、

- 6月 3日 惣開公民館現場調査
 - 6日 教育委員会定例会(第6回)(市庁舎応接会議室)
 - 7日 大島交流センター現場調査

(市内全公民館・交流センター現場調査訪問終了)

上部地区公民館懇親会(公民館職員·公民館運審会長·連合自治会長)(藤福)

- 10日 市議会定例会(第3回)(~27日)
- 18日 市議会定例会(第3回)一般質問(~20日) 第1回新居浜市公民館連絡協議会理事会(市庁舎41会議室)
- 20日 公民館新任館長研修会(松山市:愛媛県生涯学習センター)
- 21日 市議会常任委員会<福祉教育委員会>(第2委員会室)

- 24日 青少年健全育成標語選考会(青少年センター)
- 25日 公民館活動活性化ステップアップセミナー(東予) (今治市:中央公民館)
- 27日 産業医職場巡視(西中学校)
- 7月 1日 令和元年度青少年健全育成標語入賞者表彰式 (青少年センター) まちづくり校区懇談会 (多喜浜)
 - 4日 教育委員会定例会 (第7回) (学校給食センター)
 - 5日 まちづくり校区懇談会(宮西)
 - 8日 まちづくり校区懇談会(大生院)
 - 16日 まちづくり校区懇談会(中萩)
 - 18日 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会(西条市:西条市総合文化会館)
 - 20日 まちづくり校区懇談会(大島)
 - 23日 まちづくり校区懇談会(別子)
 - 25日 産業医職場巡視(金栄小学校) まちづくり校区懇談会(泉川)
 - 30日 東予地区教育機器実技研修会(泉川公民館) (愛媛県視聴覚教育協会主催事業) まちづくり校区懇談会(若宮)

学校教育課の事業は、

- 6月 2日 浮島小学校運動会
 - 3日 管理主事・市教委学校訪問(神郷小学校)
 - 4日 管理主事・市教委学校訪問 (大生院小学校)
 - 5日 中学校総合体育大会(・6、8日) 管理主事・市教委学校訪問(宮西小学校)
 - 7日 管理主事・市教委学校訪問(金栄小学校) 中学生国際交流アメリカ訪問団第2回事前研修会 (市民文化センター)
 - 10日 管理主事・市教委学校訪問(惣開小学校)
 - 11日 管理主事・市教委学校訪問(泉川小学校) 第2回研究所員会(市庁舎)
 - 12日 管理主事・市教委学校訪問(高津小学校)
 - 13日 管理主事・市教委学校訪問(北中学校)
 - 17日 管理主事・市教委学校訪問(角野小学校)
 - 18日 第1回不登校対策検討委員会(市庁舎) 管理主事・市教委学校訪問(新居浜小学校)

- 19日 管理主事・市教委学校訪問(垣生小学校)
- 20日 管理主事・市教委学校訪問(金子小学校)
- 23日 中学生国際交流アメリカ訪問団第3回事前研修会 (別子銅山記念図書館)
- 2 4 日 管理主事·市教委学校訪問 (浮島小学校)
- 26日 管理主事・市教委学校訪問(船木小学校)第48回愛媛県国公立幼稚園・こども園教育研究協議会県大会第49回愛媛県国公立幼稚園・こども園教育研究協議会東予支部研究大会(神郷幼稚園、神郷公民館)
- 27日 管理主事・市教委学校訪問(多喜浜小学校) いじめ問題対策連絡協議会(市庁舎)
- 28日 学力向上研修会
- 7月 1日 管理主事・市教委学校訪問(中萩小学校)
 - 3 日 管理主事·市教委学校訪問(泉川中学校)
 - 4日 管理主事・市教委学校訪問 (大生院中学校)
 - 5日 管理主事・市教委学校訪問(船木中学校ひびき分校)
 - 9日 管理主事・市教委学校訪問(東中学校)
 - 10日 中学生国際交流アメリカ訪問団壮行会及び第4回事前研修会 (市民文化センター)
 - 11日 新居浜市中学生弁論大会(市民文化センター)
 - 16日 ESD推進事業協議会(市民文化センター)
 - 19日 公立幼稚園、小・中学校第1学期終業式
 - 20日 第71回県中学校総合体育大会(~26日)
 - 22日 中学生国際交流アメリカ訪問団出発 (~31日)
 - 23日 新居浜市小学校水泳記録会(惣開、高津小学校)
 - 29日 NHK学校音楽コンクール中学校の部(市民文化センター) 四国中学校総合体育大会壮行式(市庁舎)
 - 30日 NHK学校音楽コンクール小学校の部(市民文化センター)
 - 31日 中学生国際交流アメリカ訪問団帰着式(市庁舎)

スポーツ振興課の事業は、

- 6月 1日 新居浜市重量挙練習場落成記念式典(重量挙練習場) 新居浜市スポーツ推進委員協議会 川西ブロック会
 - 3日 (重量挙練習場完成記念)オリンピアン交流事業 (・4日)
 - 4日 少年スポーツ指導者研修会(ミニバスケットボール) (山根総合体育館)

- 6日 少年スポーツ指導者研修会(バレーボール)(市民体育館)
- 8日 第13回新居浜市ジュニアカップ(国領川河川敷)(・9日)
- 9日 西条地区スポーツ推進委員協議会研修会(市民体育館)
- 11日 第3回ホストタウン首長会議(東京都:総理大臣官邸) 少年スポーツ指導者研修会(ミニバスケットボール)(山根体育館)
- 12日 少年スポーツ指導者研修会(ソフトボール)(市民文化センター)
- 16日 第30回四国高等学校ウエイトリフティング競技選手権大会 (重量挙練習場)

軽スポーツ大会 (カローリング) (市民体育館)

※文化体育振興事業団主催

- 19日 第2回体力づくり指導者講習会(山根総合体育館)
- 20日 東雲市民プールオープン (~8月30日)
- 22日 愛媛FCホームゲーム マッチシティ (新居浜市の日) (松山市:ニンジニアスタジアム) 新居浜市スポーツ推進委員協議会 上部ブロック会
- 30日 新居浜市スポーツ推進委員協議会 川東ブロック会
- 7月 4日 少年スポーツ指導者講習会 (バレーボール) (市民体育館)
 - 5日 第3回体力づくり指導者講習会(山根総合体育館)
 - 7日 トップアスリート事業 (バスケットボール) (新居浜商業高校体育館) (講師:元デンソーアイリスヘッドコーチ 小嶋裕二三氏) (講師:元全日本ジュニア代表コーチ・元新居浜商女子バスケット ボール部監督 瀬良強氏)
 - 15日 トップアスリート事業(卓球)(市民体育館)(講師:元全日本ナショナルチームコーチ ヤマト卓球㈱指導者 佐藤昭文氏)
 - 17日 モザンビーク共和国オリンピック委員会とのMOU (ホストタウン基本合意書) 調印式
 - 20日 愛媛マンダリンパイレーツ 後期ホームゲーム(市営野球場)
 - 21日 愛媛マンダリンパイレーツ 後期ホームゲーム (市営野球場)
 - 28日 軽スポーツ大会(ペタンク)(市民体育館) ※文化体育振興事業団主催事業 新居浜市少年スポーツ大会(サッカー) (グリーンフィールド新居浜)(・29日)

文化振興課の事業は、

- 6月10日 市民文化祭運営委員会(反省会)
 - 16日 没後10年 平山郁夫 シルクロードコレクション展 閉会

(来館者 11,370人)

- 19日 郷土芸能保存連絡協議会代表理事会
- 20日 ツガザクラ自然保護協議会総会
- 29日 「新居浜の郷土作家シリーズⅡ 石村嘉成展 生き物たちも一生懸 命」開会(~8月18日)

「新居浜の美術 コレクション展」開会 (~ 8 月18日) 「こどもふるさと写生大会 作品展」開会 (~ 7 月12日) (あかがねミュージアム)

- 7月19日 新居浜市美術展覧会運営委員会
 - 27日 あかがねジャズフェスティバル2019 (あかがねミュージアム)

発達支援課の事業は、

- 6月 9日 第1回特別支援教育研修会(別子銅山記念図書館)
 - 12日 第1回教育支援相談員会(こども発達支援センター)
 - 20日 中・高特別支援教育コーディネーター協議会 (こども発達支援センター)
 - 21日 第2回通級指導教室担当者会 (こども発達支援センター)
- 7月20日 学校生活介助員等研修会(市民文化センター)
 - 25日 第1回新居浜市地域 発達支援協議会 (こども発達支援センター)
 - 27日 発達障がい支援者のための実践セミナー(~29日)(27日 ふれあいプラザ、28・29日 こども発達支援センター)
 - 31日 第2回小中学校特別支援教育コーディネーター研修会兼第1回心理アセスメント教室(ふれあいプラザ)

学校給食課の事業は、

- 6月 7日 2学期魚介類物資審査会(泉川公民館)
 - 14日 6月栄養教員部研修会(学校給食センター)
- 7月 8日 令和元年度第2回新居浜市学校給食会理事会(学校給食センター)
 - 12日 7月栄養教員部研修会(学校給食センター)
 - 17日 1学期給食最終日
 - 24日 令和元年度新居浜市学校給食研修会(市民文化センター中ホール)

別子銅山記念図書館の事業は、

- (開催中) 第61回子ども読書週間イベント「第4回子ども読書通帳マラソン!」(~8月18日)(対象:幼児~中学生)
- 6月 7日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談 (・11日)

- 14日 教科書展示 (~29日)
- 7月 5日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談(・9日)
 - 25日 夏休みは図書館へいこう!!「夏休み子ども図書館探検隊とおもし ろ科学実験!」

○お話会

- 6月 6日 乳幼児(0歳~3歳)向けお話し会
 - 12日 幼児向けお話し会
 - 15日 小学生向けお話し会
 - 26日 幼児向けお話し会
- 7月 4日 乳幼児(0歳~3歳)向けお話し会
 - 10日 幼児向けお話し会
 - 20日 小学生向けお話し会
 - 24日 幼児向けお話し会

○講座・講演会

6月 6日 第35回健康講座「認知症予防について~リハレクしましょう~」 (図書館多目的ホール)

(講師:十全総合病院 リハビリテーション科・主任 曽我部有司)

18日 「えいごのおはなしかい」(図書館多目的ホール)

(講師:英会話のジェムスクール)

- 20日 図書館・銀行タイアップセミナー「知らないと損をする!定年前後 のお金のはなし 資産運用」(図書館・第2会議室)(講師:(株)伊予銀行)
- 23日 シン我楽多講座第9回「手塚治虫のビッグ・コミック」 (図書館多目的ホール)(講師:別子銅山記念図書館前館長 横井邦明)
- 26日 ココロとカラダの健康セミナー第2回「肩こり・腰痛・猫背も治る! 疲れないカラダに!」(図書館多目的ホール)

(講師:クリニカルカイロ・ラクロス)

- 7月 7日 別子銅山を読む・第2回「『紙碑』の別子銅山時代」 (図書館多目的ホール) (講師:元別子銅山文化遺産課長 坪井利一郎)
 - 18日 「初めてでも安心!クレジットカードの賢い生活術」 (図書館多目的ホール) (講師:四国労働金庫新居浜支店)

○出前講座

- 6月15日 「絵本の良さについて、ブックトーク」、「お話会」(王子幼稚園)
- ○ロビー展
- 6月 1日 「第61回水道週間パネル展」(~7日)(上下水道局)
 - 18日 「6月は食育月間 19日は食育の日」(~21日)(保健センター)
 - 25日 「愛媛マンダリンパイレーツ球団の紹介」(~7月12日)

(スポーツ振興課)

7月23日 「予防接種は受けられましたか?」(~8月2日)(保健センター) 27日 「男女共同参画週間パネル展」(~8月2日)(男女共同参画課)

○テーマ展示

6月 一般展示「環境問題 わたしたちにできること」 児童展示「みんなで おいしいね!」

7・8月 一般展示「夏がきたなら…」 児童展示「育てよう科学の目?芽?」

○ケース展示

6月 「日本の世界遺産」

7・8月 「昆虫標本」

ただ今の教育長一般報告について、何かご質問やご意見等はございませんか。

それでは議案審議に移ります。本日の議案は第37号から第39号の 3議案でございますが、第38号、第39号は人事議案ですので、新居 浜市教育委員会会議規則第15条の規定により、この会の最後に非公開 で審議させていただいてもよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

それでは非公開で審議させていただきます。

それでは議案第37号「審査請求に係る審理手続について」事務局から説明をお願いいたします。

近藤社会教育課副課長

議案第37号「審査請求に係る審理手続について」ご説明申し上げます。

議案書の8ページから11ページまで、審査請求書の写し及び参考資料をお目通しください。

本議案は、平成30年5月21日に、2団体から新居浜市教育委員会に対して提出された行政不服審査法に基づく審査請求書、教科書採択に関し、「「私の評価表」を手続からなくすことを決定するまでの過程について公開せよ」という内容ですが、合わせて、口頭で意見を述べる機会を与えて欲しい旨の「審査手続に関する要請」があったため、この要請への対応

について、審査庁である新居浜市教育委員会としての方針を決定しようと するものでございます。

この要請の内容につきましては、行政不服審査法に基づく審理手続の中で、同法に規定されております、「審理員が行うとされている手続を行う こと」を教育委員会に求めるというものでございます。

この「審理員による審理手続」は、旧行政不服審査法の問題点を改善し、 審査請求に係る審理の公正性・透明性を高め、審理手続の公平性を担保す るための新たな仕組みとして平成26年に導入されたものでございます。

その新法の第31条では、審理手続の中で、審査請求人の申立てがあった場合は、審査庁は当該申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないと規定されており、今回の要請は、その口頭意見陳述を含む審理手続に関する要請でありますため、法の趣旨に従って、今回の要請に沿った対応をとらなければならないものでございます。

結果、口頭意見陳述の機会を請求者に与えることとなりますが、この議案においては、その審理手続を実際に進めていく主体についてご審議いただくこととなります。

新法では第9条第1項の規定により、審査庁、今回は教育委員会ですが、 教育委員会から指名を受けた、教育委員会所属の職員が審理員となり、そ の事務を処理することとなっており、審理員が実際の審査請求の審理に当 たって中心的な役割を担うことになります。

しかし、教育委員会については、同項ただし書きの規定により、審理員の指名を要しないこととされており、ただし、同条第3項の規定により、審理手続を行う主体は審理員ではなく審査庁となっているため、結果として、審査庁である新居浜市教育委員会が審理手続を実施することになります。

ただし、さらに第4項の規定がございまして、審査庁が必要と認める場合には、審査庁自らではなく、審査庁、つまり教育委員会の職員が、審理 手続の一部(口頭意見陳述の聴取、参考人陳述の聴取、審理関係人に対す る質問など)を処理できるとされております。

この規定は、審査庁自らが全ての事務を行うよりも、一部の事務については、審査庁の職員が処理した方が合理的であるためであり、事実関係などを職員が整理した上で、最終的には、その職員が作成する意見書等を基に教育委員会で審議し、方針等を裁決するという流れとなります。

この場合、当該職員は審理員と同様の審理手続を主催することになるため、審理員の選定要件と同様に、「原処分に関与していない者」、「審査請

求の当事者や利害関係人ではない者」など、一定の要件を満たす職員を選任し、審理の公正性を確保することが必要であるとされています。

結論といたしまして、これらの観点から、本審査請求につきまして、教育委員会の方針としては、口頭意見陳述を含む審理手続を実施することとし、ただし、全てを教育委員会自らが実施するのではなく、条件に合致する職員が審理員ではなく、審理を担当する職員として事務を担当することを教育委員会の方針としたいと考えております。

教育委員会が審理手続の全てを行うのではなく、教育委員会で裁決を行うに当たっての資料となる口頭意見陳述の聴取等といった事務につき、職員に担当させることとするかどうか、ご審議をお願いいたします。

なお、この条件に合致する職員の選任につきましては、事務局に一任を 頂けたらと考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

高橋教育長

ただ今の説明について、何かご質問ご意見等はございませんか。

宮内委員

結局、2団体の方が意見陳述をしたい、そして意見陳述をするのを教育委員会の場でしていただくか、教育委員会が選任した教育委員会の職員が聞き届けるか、そのどちらかを決めるということですね。

近藤社会教育課副課長

その通りでございます。

高橋教育長

その他ご質問やご意見等はございませんか。

宮内委員

その2団体の方たちはどういった点を教育委員会へ訴えたいとお考えなのでしょうか。教科書を決める手続きか、何を選ぶかが問題で意見をおっしゃりたいのでしょうか。分かっている範囲で教えてください。

近藤社会教育課副課長

今回の審査請求に関しては、教科書採択にあたって教育委員会事務局は、各学校へ「学校の評価表」の提出を求めているのですが、一定の年度までは、各教員の方は「私の評価表」を使用して、それを基に「学校の評価表」を各学校で作成して教育委員会へ提出するという内容になっていましたが、そういった形式にこだわらず、学校ごとの有意な判断で評価表を出していただければいいということで、そうした拘束を解き、

「学校の評価表」を提出するように変更しました。そうした「私の評価

表」を無くす決定についての文書があるはずなので公開を求める、とい うのが請求された団体の主張の要旨でございます。

宮内委員

「私の評価表」に対する意見陳述をしたいということですね。

近藤社会教育課副課長

審査請求の内容といたしましては、該当の文書は無いと回答をしているのですが、重要な決定であるのに無いというのは情報公開の趣旨になじまないのではないか、ということで、文書が無いのであれば再作成が必要なのではないかというものです。内容については今後の情報公開審査会等の協議を経て結論を出すようになろうかと思いますが、今回については前段の冒頭の意見陳述について、教育委員会自らが行うか、採決の前段階のところを職員にお任せいただけるか、というご判断をいただく議案になります。

宮内委員

それまで「私の評価表」があった時代は、評価表の有無に関係なく、 学校の先生方が職員会議で話し合って、この教科書が望ましい、という 学校単位で選出というか、希望する教科書についての評価表が学校から 提出されていたのですよね。私の評価表がある学校もあれば、ない学校 もあったのでしょうか。全学校でこれは当時存在していたのですか。

井上次長兼学校教育課 長 「私の評価表」につきましては2018年度使用の小学校道徳教科書 採択の際にはなくなっていますけれども、2018年度使用教科書につ いては2017年度に採択をいたしております。その時からなくなって おります。その前は、「私の評価表」は「学校の評価表」を作る段階に おいて活用していたということでございます。

高橋教育長

それでは議案第37号に提案されているような、審理手続の事務を審査庁の職員に行わせるというような方案ですが、これを承諾される委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、以上の方針で審理手続を行っていくということに決定いた します。議案第37号については以上で審議を終わります。

よろしくお願いいたします。

次にいじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお 願いいたします。

田中次長

<資料に基づき説明>

1不登校について

2いじめについて

3 交通事故について

4 不審者情報

高橋教育長

ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。

宮内委員

いじめ、不登校等について日頃から学校を上げて取り組んでいただいていることがよく分かって、これからもぜひその取り組みを継続してお願いしたいと思います。資料の1ページの不登校の人数についてですが、平成30年度3月末に157人だったのが令和元年に52人になっていますが、105人の方は全員小学校、中学校を卒業したために、これだけ数が減ったということなのですか。

田中次長

この157名の中には中学3年生もいるので、卒業しますので除きます。52名につきましては、30日学校を欠席すると不登校ということで各学校から報告があがりますので、小学校1年生から中学校3年生までの間の30日以上欠席した児童生徒に関する報告が上がってきています。

宮内委員

1回リセットされるのですね。理解しました、ありがとうございます。

近藤委員

先程の不登校児童の話の中にあったのですが、例えば宿題等を家に持っていくと、きちんとやる生徒もいると思うのですが、多くのお子さんの学力が気になるところだと思います。登校できるようになっても、やはりみんなと一緒に授業を受けるのは学力的に難しい生徒も出てくると思うのですが、そのあたりのことを学校はどう対策されているのですか。

田中次長

不登校生徒に関しまして、一気に教室登校できる子もいれば、保健室 登校や別室登校ということもあります。別室登校の中で学校の方で指導 体制を組みまして、個別に、それぞれの個人に応じた学力についての学 力保障を行っています。また、一気に教室登校する児童生徒につきまし ては、例えば放課後に先生が教える、夏季休業中に補習をする等して、 各学校で学力保障の取組みを行っています。

尾藤委員

以前、不登校の定義を欠席30日以上ということで教えていただいたのですが、30日以上不登校だった生徒が学校に来られるようになったとして、1日ないし2日行ったら不登校ではないということになるのでしょうか。それとも登校日数だけを除き、そのまま不登校生徒として継続するのか、30日以降をどう評価されるのか教えていただけますか。

田中次長

例えば、令和元年度に入り、4月8日から欠席日数が30日を超した者について、6月から復帰した場合でも不登校ということで名前は上がります。その経過については、学校がどのように対応しているかということでこちらに報告はきます。

高橋教育長

統計上、累積で考えたらよいのですよね。

田中次長

はい、そうです。

尾藤委員

不登校と言われると、まさに現在学校に来ていない生徒という風に考えてしまいますから、解消して、登校しているのに不登校ということで数字があがるというのは疑問を感じます。その中で「現在は登校しています」みたいなことを付記していただければ、不登校の児童生徒がいい方向へ向かっているということが分かっていいのではないかなという風に思います。

田中次長

2ページで、4月5月ではないのですが、例年10月、11月頃になると不登校が解消したということで○が付くようになります。不登校は解消され、学校に来ているということで○の付く人数も増えてきますので、11月頃になればそういった報告もできるかと思います。

高橋教育長

2ページのタイトル横に記載しておりますが、好転している児童生徒には○が入るということで、今後○が付く生徒が増えるということですね。先程次長も説明していましたが、30日以上欠席している生徒に関してどういう取り組みをしていて、現在どういう状況かについては年度末まで毎月、学校から個別の個票が報告されますので、好転事例についても今後特徴的なものについて紹介していただいてもいいかと思いま

す。

田中次長

はい、分かりました。

本田委員

先程のアンケート調査について、生徒のアンケートで発見し、親御さんが後から自分の子のことで学校に申し出があったという件なのですが、学校であったことに関して生徒と担任はその時に話をして事情を把握できると思いますが、親御さんは結果だけを知る、ということもあると思います。普段から何かの機会を通じて担任と保護者との繋がりというか、人間関係を作っておくことが大切だと思います。何気ない言葉や挨拶がよりよい信頼関係に繋がることもありますので、言葉だけでなくいろんな場面での保護者との繋がりを大切にして、人間関係をつくる努力をしなければいけない時代になってきたのかなと感じました。

近藤委員

最近メディア等で隠れ不登校というのをよく目にするのですが、学校に来ないというわけではなくて、教室に登校できない、全部の時間は教室、学校で過ごせないという生徒がいると思います。どこまでを隠れ不登校と呼ぶのかは私には分かりませんが、そういった事例や数字が分かれば記載し、完全に学校を休んでいる子以外の子たちにも目を向けると色んなことが見えてくるかもしれないと思いました。

田中次長

現在確かに保健室登校、別室登校、昼からの登校等、不登校傾向を示す生徒もいるのは間違いありません。別の用紙で作成するようになるかと思いますが、担当者とも相談して、別室登校等の不登校傾向を示す人数も把握できるようにしていきます。

宮内委員

学校の受け入れ態勢なのですが、不登校の生徒の大体が、通常の登校 をいきなりするのは困難だと思うので、なるべく早く学校へ戻ってくる ように、戻ってきた生徒に負担がないように、学校ではどのような取組 みをされていますか。

田中次長

不登校生徒に関して、3日という数字を大事にしており、3日以上欠席した場合には必ず家庭訪問をします。3日以上欠席する生徒というのは何らかの不安を抱えていますし、勇気を出して登校しなければいけないという子どもが多いということを踏まえると、受け入れ態勢を作るためにその学級全体の様子を担任として把握していく必要があります。あ

とは各学年の先生方、もちろん人数の少ない学校は全校統一して、その 児童生徒への個別対応の共通理解を図りながら進めていき、別室登校等 の対応をしています。

宮内委員

教室全体で受け入れてあげようと雰囲気づくりをするということはと てもいいことだと思いますし、そういった取組を既に実行されていると いうことで、頭が下がります。今後ともよろしくお願いいたします。

高橋教育長

その他、何かご意見等はございませんか。

それではその他に移ります。「新居浜市学力向上推進委員会について」 事務局から説明をお願いいたします。

田中次長

次長の田中です。新居浜市学力向上推進委員会についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。本教育研究所では、平成25年度に新居浜市学力向上推進委員会を学校関係者だけで立ち上げ、「授業づくり」「学級づくり」「個別の支援」の3部会から機能強化・充実による、より実践的な教育研究の推進を実践してきました。さらに、平成29年度は、本委員会に学識関係者や地域関係者、企業関係者の方々に参画していただき、熟議を重ね、これからの子どもたちに身に付けたい力として、「主体的に判断し、課題を解決する力(たくましさ)」、「社会の中で他者と協調・協力して生きる力(しなやかさ)」を身に付けることが重要であるとの提言をいただきました。

その提言内容の詳細は6ページから12ページまでです。

13、14ページをご覧ください。提言をもとに、新居浜市の授業モデルとして、平成30年度から、「勇気づけの声掛け(ボイスシャワー)」「人のことを大切にして聞くこと」を全小中学校において共通実践項目として、ICTを利活用した協働学習の充実、体験活動や小集団学習での言語活動の充実など、次世代を見通した教育の実践に取り組んでいただいているところであります。

2ページをご覧ください。2019新居浜市教育研究所第22期2次の 取組内容を絵として表示したものです。「グローバル社会を生き抜く『たくましさと』『しなやかさ』を育む子どもたちの未来を支える体制づくり」 の提言のもと、子どもたちに身につけさせたい力3つを目標に、学力向上 推進委員会から助言をいただきながら、教育委員会内にある新居浜市教育 研究所で5点について推進しています。

また研究所員を本年度公募したところ、8人の意欲ある先生方から名乗りがあり、現在、研究目的や仮説に従い、実践しているところです。

15ページから24ページに詳細を載せてあります。18ページからの ラーナーズ通信は、新居浜市の全ての教職員に送付し、普及啓発を図って いるところでございます。

私たちの目指す研究所は、団塊世代の教職員の大量退職に伴い、若手教員が急速に増加、「学力向上」「いじめや不登校」など、学校が抱える多様な課題への対処、そのため、若手教員だけでなく、ミドルリーダーを含め、学校の責任体制を構築していく人材育成を喫緊の課題と考え、市内教職員の教員としての資質・能力の向上を目指すとともに、本市の学校をよりよく改善するにはどうしたらよいか、児童生徒の豊かな未来を創るにはどうしたらよいかなど、現在の教育課題をしっかり見据え、新学習指導要領への移行を踏まえつつ、未来を生き抜く力を育む質の高い多様な実践研究を今後も紹介し、取り組んでいきたいと考えています。

以上、新居浜市学力向上推進委員会についての説明を終わります。

高橋教育長

ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。

宮内委員

この取組は非常に斬新で、ぜひ今後とも積極的に推進していただきたいと思います。例えば必要な書籍の購入費を市が負担するとか、学びに行きたいからその旅費とか、名乗りを上げた所員と呼ばれる先生方に、教育委員会からの後援のような、特別な配慮は何かございますか。

田中次長

昨年度も出張等に行ってもらい、参考になる資料についても教育委員 会の予算内の中で負担するようにはしております。

本田委員

昨年も発表会に参加させていただいて、先生方の大変熱心な研究成果を聞かせていただきました。スケジュールを見させていただいておりますが、今年度から来年度初めにかけて各方面で発表の機会を持つということで、せっかくの研究が埋もれないように、発信していくことが大事だと思いますので、本年度もまた色んな方面で発表していただける機会を聴けることを願っております。学校訪問に行かせていただいて、ボイスシャワーのような取組が少しずつ浸透していっている力強さを感じます。研究所の研究が全市に広がっていくことを願っております。お願いいたします。

ありがとうございます。 田中次長 それではその他に何か連絡事項等はございませんか。 高橋教育長 井上次長兼学校教育課 ・新居浜市中学校総合体育大会結果報告等について 高橋教育長 その他、何かございませんか。 それでは、次回定例会の日程を決めさせていただきたいと思います。 以前お諮りいたしました通り、8月19日、月曜日でご都合はよろし いでしょうか。 それでは次回、第8回の定例会は8月19日、月曜日に開催いたしま す。 これより非公開審議に移りますので、関係者以外の方はご退席をお願 いいたします。 新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。 委員名 委員名